

コロナウイルス対策・・・納税猶予、返済猶予を活用しよう!

税金、資金繰りの相談は民商へ!

税金、資金繰りの相談は民商へ!

金融庁：「資金繰り相談」は丁寧かつ迅速に取り組む
 金融庁は「新型コロナウイルスの影響に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、要請します。きめ細かく実態把握を行い、支援に取り組むこと、相談受付や融資審査・実行、保証承諾、元本・金利を含めた返済猶予、元本の据置期間の長期化、フル活用など、事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組むこと、既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮願います。」などを金融機関に要請しています。

国税庁：「納税の緩和措置」は早期かつ柔軟に対応
 国税庁は新型コロナウイルスの影響により、「納税が困難になつている納税者から納付相談があつた場合、早期かつ柔軟に対応し『納税緩和措置』を適切に適用する」よう各国税局に指示を出しました。この納税緩和措置は、国税を一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある場合に税務署に申請することにより、納税または換価が猶予される制度です。
 猶予が認められると、原則1年間納税が猶予され、分割納付できます。

民商ニュース

2020年
3月30日

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL (0250) 2311353
FAX (0250) 2315440

消費税分納・換価の猶予相談&申請

4月22日(水)12:30 民商事務所集合

(説明・交流会後、税務署に申請)

「コロナウイルスの影響で納税がたいへん」と言う声が多く聞かれます。今年には申告期限が延期されたため、上記日時に相談、申請を行います。分納・換価の猶予の申請を希望の人は、事前に役員・事務局にお知らせください。
 ※税務署申請だけの参加は固くお断りします。

労働保険年度更新相談会

4月14日(火) 午前10時～午後3時

新津民商事務所

持ってくるもの

印鑑・民商より届く書類に必要事項を記入の上持参下さい。

～お願い～

事務局員体制変更等により、出来る限り上記日時に来所して、いただきますよう、ご協力をお願いします。